第Ⅳ章
これからの武蔵野市の教育

第Ⅳ章　これからの武蔵野市の教育

この章では、本市がこれまで行ってきた特色ある取組を大切にしながら、現状と課題等を踏まえ、本市の学校教育が今後5年間にわたり目指す方向性について、基本理念及びその実現を図るための重点的な取組や施策の体系、主要事業について示します。

１　基本理念

緑が豊かで、多様な文化的環境が整っているこの武蔵野市で育つ子どもたちは、これからの社会を支えていく大切な存在です。そして、本市が大切にしてきたコミュニティを支える一員でもあります。

そのため、一人一人の子どもたちには、自己の能力を最大限に生かすとともに、知性や感性をより一層磨き、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動する主体的な力が必要となります。そして、このような力は、生涯学び続ける力の源にもなります。

本市では、このような子どもたちを育成するために、今までも大切にしてきた知・徳・体のバランスの取れた教育やセカンドスクールをはじめとする特色ある教育を一層推進するとともに、社会の変化に対応したコミュニケーション能力や情報活用能力の育成の充実を図り、保護者や地域と連携して、活気ある教育活動を展開していきます。

子どもたちは、様々な可能性を秘めており、一人一人が輝くものをもっています。今後、子どもたちが、さらに知性や感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を培っていけるよう、この基本理念に基づいて武蔵野の教育の充実を図っていきます。

２　武蔵野市が進める重点的な取組

基本理念を実現するため、本市では、今後5年間の重点的な取組として、以下の12の取組を行っていきます。

「Ⅰ-【1】-1」などは、44ページの「施策の体系図」の番号と施策名です。

【重点1】個に応じた指導の充実（習熟度別・少人数指導等）

Ⅰ-【１】-1　基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実

東京都の少人数指導等のために加配された教員や市の学習指導員を活用し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の一層の工夫・改善を図るとともに、子どもたち一人一人に個に応じたきめ細かな指導を行うために、思考力等を一層高めるための発展的な学習内容の充実や、学習のつまずきのある子どもたちへの支援の充実を図ります。また、放課後や土曜日等を活用した学習支援教室の実施を充実させていきます。

【重点2】各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実

Ⅰ-【１】-2　言語活動の充実

記録、要約、説明、論述などの言語活動を指導計画に位置付け、各教科等のねらいを実現する手立てとして、子どもたちの言語能力を高めるよう工夫します。また、校内の言語環境を整備し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

【重点3】セカンドスクールの充実

Ⅰ-【２】-6　自然体験活動・長期宿泊体験の充実

子どもたちの成長の糧となり、生きる力を育む活動の場となる、長期宿泊体験活動としてのセカンドスクールは、全小・中学校実施から20年を経過しました。この機会に、より一層ねらいが達成できるように、アンケートの実施などにより、再評価を行います。そして、それら評価をもとに、実施地や活動内容、日常の学校教育との連携のあり方など、今までの取組について見直し、さらに子どもたちにとってよりよい活動になるように検討していきます。

【重点4】運動習慣の定着と体力向上の取組

Ⅰ-【3】-10　体力向上・健康づくりの取組の充実

全校、全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。また、体育専門の学習指導員の配置についても検討していきます。

【重点5】特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

Ⅰ-【4】-12　特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するためには、そのニーズに応じる専門的な指導が求められます。今後、さらに学校全体としての専門性を確保していくために、各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフ及び個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実を図ります。また、相談・支援の充実を図るため派遣相談員やスクールカウンセラーとの連携を推進します。

【重点6】都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実

Ⅰ-【4】-14　子どもたちの能力・可能性を伸長させるための新たな連携体制

都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内の幼稚園、保育所、小・中学校からの要請に基づく巡回相談、研修会への講師派遣等、その活用の拡充と充実を図ります。また、副籍制度の更なる充実・推進を図ります。

【重点7】個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

Ⅰ-【4】-15　多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

子どもたちの実態に応じた特別支援学級の教室の形態や学級配置のあり方については、情緒障害等通級指導学級に通う児童・生徒数の増加への対応等を踏まえ、多様化する教育的ニーズに対応できるよう検討します。また、個別支援教室が未設置の小学校については、その開設に向けて推進します。

本市独自の特別支援教室は、平成 27 年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

【重点8】学習活動での ICT 機器の積極的な活用・ICT 機器の整備

Ⅰ-【5】-16　ＩＣＴ機器を活用した教育の推進
Ⅱ-【7】-26　ＩＣＴ環境の整備

子どもたちの学習意欲の向上や分かる授業を目指して、教育活動に積極的にICT機器を活用します。また、子どもたち自身が ICT 機器を活用して、情報を選択したり活用したりする能力等を育成します。そのために、学習に活用できるICT機器や校内無線LAN、教室で活用できるパソコンなどを、計画的に整備していきます。さらに、ICT活用のための支援人材についての検討やタブレットを活用した効果的な学習方法についての研究を進めていきます。

【重点9】外国語活動・英語教育の充実

Ⅰ-【5】-17　国際理解教育・英語教育の充実

外国語活動や英語の学習の授業改善をより一層進めるとともに、ALTの配置や地域の留学生などの教育資源を活用した授業の実施などを通して、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指します。また、外部検定試験の奨励や小学校4年生以下の英語活動についても検討していきます。

【重点10】教育センター構想の推進

Ⅱ-【7】-24　教育センター機能の充実

平成25年3月に出された「武蔵野市教育センター（仮称）検討委員会報告書」に基づき、「研修」、「相談・支援」、「調査・研究」、「教育情報収集・発信」、「ネットワーク構築・コーディネイト」の5つの機能を、学校施設の改築等の機会に併せて、現在の教育推進室を発展させ、教育支援センターなどの事業との統合による教育センターの実現を図ります。

【重点11】学校施設整備基本方針の着実な実施

Ⅱ-【7】-25　教育施設の整備

平成27年4月に策定される「学校施設整備基本方針」に基づいた老朽化した学校施設の更新については、新たな教育課題に対応する学校への改修、改築を計画的に進め、安全で快適な教育環境を実現していきます。また、子どもの食育や健やかな成長のために望ましい給食施設のあり方についても検討を進めます。

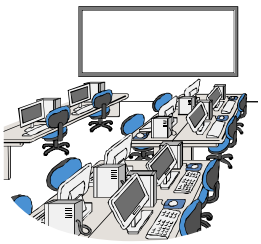

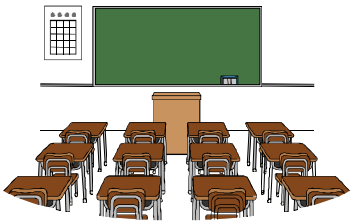

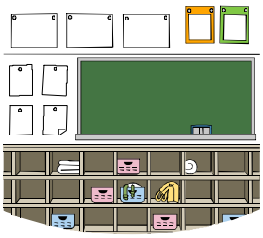

【重点12】開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実

Ⅲ-【8】-27　開かれた学校づくりの充実

地域に根ざした学校として、地域の声を広く学校教育に反映するため、平成14年度から設置した「開かれた学校づくり協議会」や平成21年度から実施している「開かれた学校づくり協議会代表者会」について、再度、評価を行い、よりよいあり方について検討していきます。

３　施策の体系

ここでは、本市の学校教育が行っていく施策や事業の全体について体系化するとともに、それぞれの施策の内容を示していきます。

この計画では、基本理念に基づく施策を着実に推進していくため、

Ⅰ　「生きる力」を育む教育
Ⅱ　学びの質を高める教育環境
Ⅲ　学校と地域が協働した教育

を施策体系の3つの柱とし、右図のように「Ⅰ『生きる力』を育む教育」を2つの「Ⅱ　学びの質を高める教育環境」と「Ⅲ　学校と地域が協働した教育」が支えるものと考えます。この3つを柱として、8つの「施策の方向性」及び28の「施策」を掲げ、その実現に向けた取組を推進します。

第二期　武蔵野市学校教育計画　施策の体系図

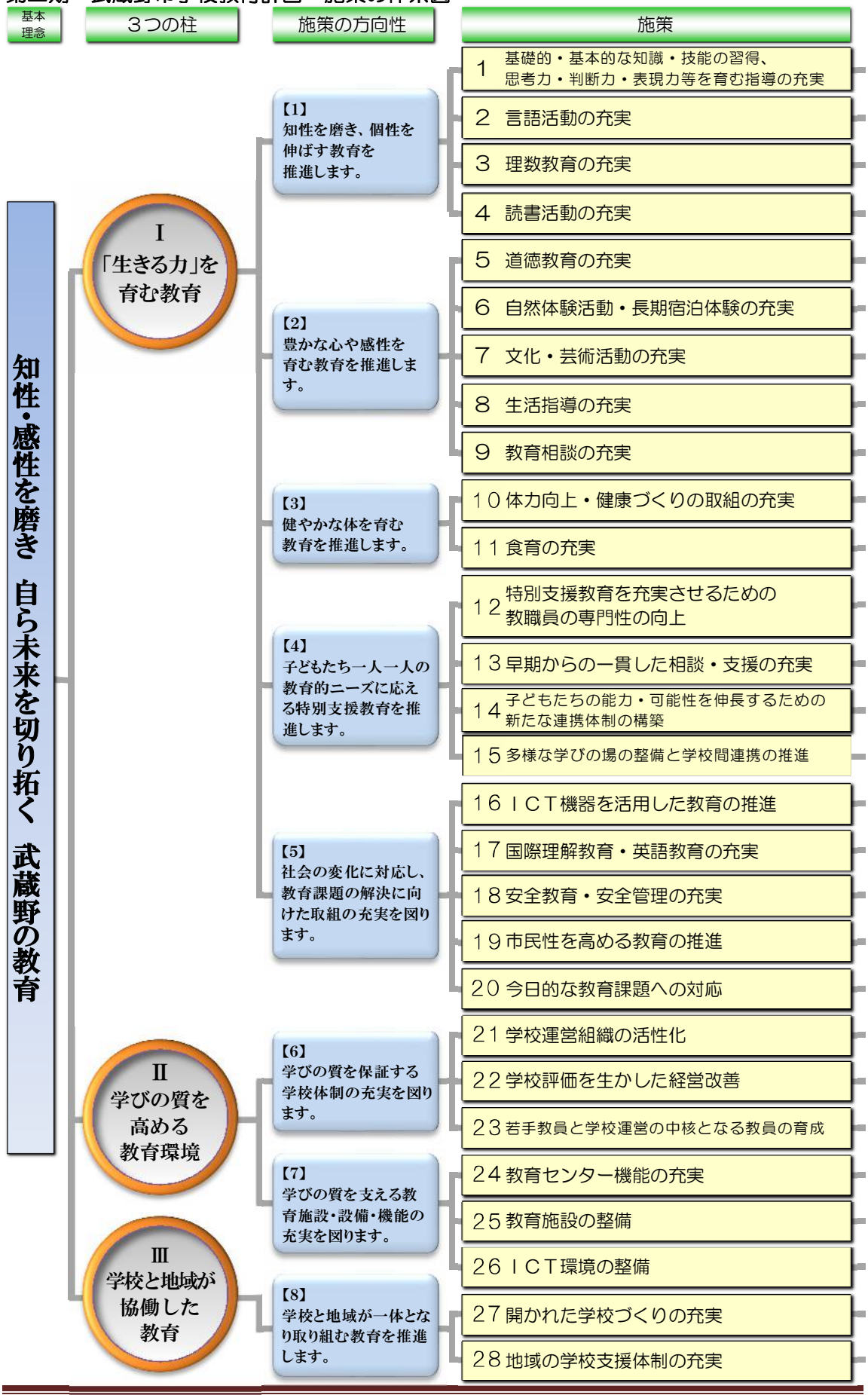

	主要事業・取組
1	**【重点 1】個に応じた指導の充実（習熟度別・少人数指導等）**、学習指導員の配置、学習支援教室の活用、国・都の学力調査結果の活用、家庭と連携した学習習慣の確立
2	**【重点 2】各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実**、プレゼンテーション能力・クリティカルシンキングの育成、子ども文芸賞との連携
3	小学校への理科指導員の配置、理科教育推進教員の活用、市内大学・企業との連携、サイエンスフェスタ・土曜学校（サイエンスクラブ、ピタゴラスクラブ）との連携
4	図書館等市内施設の活用、朝読書・読書週間等工夫した読書活動、学校図書館サポーターの配置、読書の動機付け指導との連携
5	道徳教育の全体計画・年間指導計画の活用、道徳の授業公開と地域懇談会の実施、道徳の授業の工夫・改善
6	**【重点 3】セカンドスクールの充実**、学校ビオトープ・学校農園等を活用した授業
7	演劇鑑賞教室、オーケストラ鑑賞教室、ジョイントコンサート(合唱・吹奏楽)の実施
8	人権尊重の精神の涵養、いじめの未然防止・早期対応、情報モラル教育、家庭と連携した生活習慣の確立
9	教育支援センターでの教育相談、派遣相談員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、チャレンジルーム、不登校の子どもたちへの対応
10	**【重点 4】運動習慣の定着と体力向上の取組**、市内中学校総合体育大会、中学生「東京駅伝」大会、運動部活動等の取組、都の体力調査結果の活用、学校保健委員会と連携した健康の保持・増進、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育活動
11	食育に関するモデル校の指定、食育リーダーの活用、食育全体計画の作成と活用,給食・食育振興財団との連携
12	校内における特別支援教育推進のための体制の強化、**【重点 5】特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組**、特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施、個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進、管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上
13	教育支援センターの相談・支援機能の充実、「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実、関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実
14	**【重点 6】都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実**、大学・民間との提携・協力体制の充実、医療・福祉・心理などの専門職の活用、特別支援教育推進のための体制づくり
15	特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化、**【重点 7】個別支援教室や特別支援学級の適切な配置**
16	**【重点 8】学習活動でのICT機器の積極的な活用**、ICTに関するモデル校の設置、活用への人的支援、情報セキュリティの確立、ICT機器活用・コンピュータ研修の実施
17	日本や外国の文化に触れる活動、**【重点 9】外国語活動・英語教育の充実**、教員の指導力向上、ALT の配置、小学校 4 年生以下の英語活動の検討、外部検定試験の奨励
18	セーフティ教室・安全マップ・交通安全教室等の取組、むさしの学校緊急メールの活用、保護者・地域・関係機関との連携の強化、地域と連携した防災訓練の充実、教職員・児童生徒対象の救命講習等の実施、通学路への防犯カメラの設置、食物アレルギー等への対応
19	「武蔵野市のいま・むかし」の計画的な活用、租税教育等の推進、武蔵野ふるさと歴史館との連携、地域行事・ボランティア活動等への参画
20	環境教育の推進、キャリア教育の推進、9年間を見通した小中連携の推進、小中一貫教育の検討、小学校と就学前教育との連携、平和への意識を高める教育の推進　など
21	管理職研修の充実、ミドルマネジメントの活性化、学校裁量予算を生かした学校運営の工夫
22	学校評価（自己評価・学校関係者評価）に基づいた学校経営の改善・充実
23	教員研修（年次研修、職層研修、専門研修、授業力向上研修、OJT等）の実施、教育アドバイザーの活用、研究指定校制度、学校運営の中核となる教員の育成
24	教育推進室の充実、**【重点 10】教育センター構想の推進（研修機能、相談・支援機能、調査・研究機能、教育情報収集・発信機能、ネットワーク構築・コーディネイト機能）**
25	**【重点 11】学校施設整備基本方針の着実な実施**、学校施設の改修（学校の耐震化、防災機能強化、長寿命化等）及び改築（特色ある学校づくり）、学校給食施設のあり方の検討
26	**【重点 8】ICT 機器の整備**、小・中学校の校内LANの整備・活用、学校情報システムの活用、学校図書館システムの活用
27	学校ホームページや学校だより等による積極的な情報発信、学校公開、**【重点 12】開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実**
28	学校支援ネットワーク体制の構築、地域コーディネーターの配置、地域人材による支援、大学・企業等との連携

高度情報化社会、グローバル化など多様で変化の激しい社会の中で、子どもたちが自ら学び、考え、社会の発展に進んで貢献する力を培うためには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが求められます。子どもたち一人一人が知性を磨き、豊かな心や健やかな体を育むとともに、自分の意見や意志をもって行動する主体的な力を育てることにより、様々な状況に柔軟に対応でき、他者との良好な人間関係を築くことのできる人に成長していく教育の実現を目指します。また、子どもたちが、社会の一員としての自覚をもち、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を培っていきます。

施策の方向性【１】知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。

基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、それを活用できるよう、思考力・判断力・表現力や学習意欲等を育成します。また、知的活動（論理や思考）やコミュニケーションの基礎となる言語活動を充実するとともに、科学的な見方や考え方を育てるために、理数教育の充実を図ります。

子どもたち一人一人の個性と創造力を伸ばす教育を推進するため、個に応じたきめ細かな指導を充実するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、学習意欲を高めるよう授業改善を進めます。

施策１　基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実

国及び東京都が実施している学力調査の結果を分析し、子どもたちの学習の状況や指導上の課題を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成するとともに、専門性の高い指導主事や教育アドバイザーが授業を通して、体験的な学習や問題解決的な学習、学習意欲の向上などについて具体的に指導・助言するなど授業の工夫・改善を図ります。

また、各学校に配置された学習指導員を活用し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善を推進するとともに、思考力等を一層高めるための発展的な学習内容の充実や、学習のつまずきのある子どもたちへの支援の充実を図ります。また、放課後や土曜日等を活用した学習支援教室の実施により、個に応じた指導の一層の充実を図ります。

さらに、教育研究校を指定し、教育内容の指導方法等の研究・実践を進め、市内の小・中学校で研究成果を共有します。

施策２　言語活動の充実

言語能力は、知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力です。国語科の学習で培った能力を基本に、国語科以外の各教科等のねらいを実現する手立てとして言語活動を充実し、子どもたちの言語能力を高めるよう工夫します。また、校内の言語環境を整備し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

そのために、子どもたちの発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述などの言語活動を各教科等の指導計画に位置付けるとともに、物事を多様な観点から考察するクリティカルシンキングや、自分の考え、意見を分かりやすく伝えるプレゼンテーション能力等の育成を図るための指導の充実に努めます。

また、学習活動の中で我が国の古典や文芸に触れさせる機会を充実させるとともに、子どもたちの豊かな創造力、表現力の育成を図るため市立図書館が実施する「子ども文芸賞」を奨励します。

施策３　理数教育の充実

科学に関する基礎的素養の向上や理数に興味・関心の高い子どもたちを育成するためにも、科学技術の土台となる理数教育の充実は重要です。理科教育推進教員やCST（コア・サイエンス・ティーチャー）、小学校高学年における理数教育の充実に向けて配置する理科を専門とする教員や理科指導員を有効活用し、観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てます。また、その基礎となる算数・数学の授業についても、習熟度別学習などの取組を通して充実を図ります。

さらに、生涯学習事業の土曜学校事業（サイエンスクラブ【理科】・ピタゴラスクラブ【算数】）やサイエンスフェスタにおいて、学校の教員が積極的に関わるとともに、中学校の科学部等が参加するなど、理数に対する興味・関心を高める活動を推進します。

【理科教育推進教員】
東京都の研修を受けた理科教育の専門性を有する教員。
【CST（コア・サイエンス・ティーチャー）】
大学でCST養成講座を受講し、指導力に優れた教員として自ら教育実践を行うとともに、研修会や教材開発で中心的な役割を果たすことなどにより、地域の理数教育の質の向上を図る教員。

施策４　読書活動の充実

子どもたちの豊かな感性や情操を育み、知的好奇心や創造力・表現力を育てるため、朝読書や読書週間などの取組を一層推進します。

各学校に配置された学校図書館サポーターや学校図書館システムを有効活用し、子どもたちが読書に親しんだり、進んで調べ学習をしたりできる読書環境を整備します。また、読書の動機付け指導や調べ学習資料の一括貸し出しの活用など、市立図書館との連携を一層強化します。

施策の方向性【２】豊かな心や感性を育む教育を推進します。

子どもたち一人一人が人権尊重の精神に基づき、思いやりの心や社会性を育むとともに、豊かな感性や情操、生命尊重の心を育て、自尊感情や自己肯定感を高めるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの取組を進めます。

また、文化的・芸術的なものに直接触れる教育活動を通して、豊かな心を育みます。

施策５　道徳教育の充実

豊かな人間性や社会性を育み、子どもたち一人一人に自信をもたせ、自分自身を肯定的に受け止めさせるとともに、生命を大切にする心や思いやりの心、正義感や倫理観などの規範意識の醸成を図ります。

そのために、道徳教育推進教師を中心に道徳の授業の工夫・改善に努め、各教科等すべての教育活動を通して道徳教育を展開するとともに、様々な体験活動を通して、子どもたちの内面に根ざした豊かな道徳性と道徳的実践力の育成に努めます。また、道徳の授業公開や地域懇談会などを通して、家庭・地域と連携した道徳教育を進めます

施策６　自然体験活動・長期宿泊体験の充実

セカンドスクールやプレセカンドスクール、移動教室等を通じて、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培います。また、長期宿泊体験の中で自主性・協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養います。セカンドスクールは、全小・中学校実施から20年が経過しました。今までの取組について再度、評価を行い、通常の学校生活とのつながりや、より一層課題を明確にした探究的な活動、小・中学校の発達段階に応じた活動など、よりよいものになるように検討していきます。

また、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、学校ビオトープや学校農園、地域の公園など、身近な自然環境を生かした体験活動を充実します。

施策７　文化・芸術活動の充実

演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術の鑑賞や、美術展や書き初め展などの教育活動を通して、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。また、「青少年コーラス・ジョイントコンサート」「ジュニアバンド・ジョイントコンサート」や各学校での吹奏楽や合唱団の取組等、子どもたちが積極的に文化・芸術活動に取り組み、自他のよさを認めたり、自らの創造力、表現力を高めたりする活動を進めます。

施策８　生活指導の充実

すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に、自分や他の人の大切さ、男女の違いなどを認め、互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力を育むとともに、生命を大切にする心を育てます。いじめ問題については、平成26年度に策定した「武蔵野市いじめ防止基本方針」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開します。また、社会全体で子どもたちを守り育むために、学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働できる体制づくりを進めます。

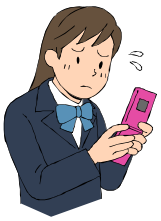

さらに、子どもたちがメールやインターネットでのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、学校が家庭や関係機関等と連携し、情報モラル教育の充実を図ります。

施策９　教育相談の充実

いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、学校における組織的な教育相談体制の一層の充実を図ります。特に、教育支援センターの派遣相談員制度や都のスクールカウンセラー制度を活用し、学校におけるカウンセリング・学級担任への助言・校内研修などを充実します。

また、チャレンジルーム（適応指導教室）の指導を充実するとともに、教育支援センターの教育相談員（臨床心理士）やスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問や別室登校など早期支援を行います。

【スクールカウンセラー・派遣相談員】
学校において子どもたちや保護者の教育相談に対応する心理を専門とする臨床心理士。スクールカウンセラーは東京都、派遣相談員は本市が配置している。
【スクールソーシャルワーカー】
子どもたちだけでなく、日常生活を営む上で生じる様々な問題を学校、家庭、関係機関と連携して支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士。

施策の方向性【３】健やかな体を育む教育を推進します。

現在、子どもたちの耐える力やコミュニケーション能力の低下、体力や運動能力の低下などが指摘されています。これらを改善する取組として、子どもたちが日常生活の中で豊かな情操や感性を培うとともに、基本的な生活習慣を身に付け、健康で規則正しい生活を送ることができるよう、心と体の健康づくりに努めることも大切です。

施策 10　体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を通して、健康・体力づくりに努めます。

全校、全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの

体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。また、体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、「市内中学校総合体育大会」や「中学生東京駅伝大会」を活用し、生涯学習スポーツ課が主催する運動に関するイベントへの積極的な参加を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育活動を支援します。

子どもたちの基本的な生活習慣は、規律正しい学校生活や学習を行う上で基本となるものです。生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携して、子どもたちの指導に努めるとともに、学校保健委員会の取組と連携して健康の保持・増進に努めます。

施策 11　食育の充実

食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものととらえ、子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、食育を推進します。各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。

また、食育に関するモデル校の指定や、食育リーダーの活用、給食・食育振興財団との連携を充実させます。

さらに、学校給食においても、給食や調理の過程を生きた教材として食育を進めるとともに、地産地消の推進、地域協働体制の支援などを進めます。

施策の方向性【4】子どもたち一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。

保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校教育修了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図ります。併せて、インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取組の検討・実施に努めます。これらの施策を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する武蔵野市の特別支援教育を推進します。

具体的な主要事業・取組等については、本計画を踏まえて、教育委員会が別に作成する予定の「第二期武蔵野市学校教育計画に基づく特別支援教育推進に向けた具体的な取組」に掲載します。巻末資料の６６ページに、その概要を掲載しています。

施策 12　特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

子どもたちの可能性を最大限に伸長するために、一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導の充実を図ります。そのために子どもたち、保護者等のニーズを把握し、そのニーズを反映した学級での指導・支援、学級をサポートするための専門家スタッフや派遣相談員、都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した学校全体としての体制づくりや専門性の確保、通級指導学級及び個別支援教室担当者による通常の学級等の指導・支援、及び教員の特別支援教育に関する専門性向上等を図る研修の推進に努めていきます。

また、「交流及び共同学習」の実施に当たっては、それぞれの子どもたちが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感がもてるような実施計画の作成や円滑に効果的に活動を推進するための支援員等の配置も検討していきます。

本市独自の特別支援教室は、平成 27 年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

施策 13　早期からの一貫した相談・支援の充実

将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸長していくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していきます。また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。

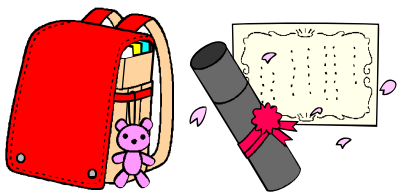

施策 14　子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

子どもたちの多様なニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応だけでは限界があります。校長のリーダーシップのもと学校全体で対応するとともに、医療・福祉・心理などの専門職の活用、大学・民間との提携・協力体制の充実等、各学校がおかれた地域の教育資源の組み合わせにより地域全体で子どもたちを支えていくことが必要になります。そのための新たな連携体制の構築に努めていきます。

また、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級への巡回指導を継続的・計画的に実施し、指導力の向上を図ります。

さらに、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること(※)」の提言を具体化する検討と実施に努めます。

なお、各関係機関等との連携状況について相互に報告、検討し合い、改善策を協議することを目的とした「武蔵野市特別支援教育推進協議会」を見直し、実施に向けた検討を行います。

※平成２４年７月２３日　中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

施策 15　多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

就学支援シートを活用した幼・保・小との連携を一層活用するとともに、可能な限り幼・保・小・中学校に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、各段階における子どもたちの成長の記録や生活の様子、指導内容等に関する情報を記録し、必要に応じてその取扱いに留意しつつ、関係機関が共有できる「学校生活支援ファイル」を作成します。

また、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」で示された「特別支援教室構想」の動向や小学校情緒障害等通級指導学級や知的障害学級への在籍児童数の増加の現状、今後の教育人口の推計等を踏まえ、計画的な特別支援学級の検討・設置を進めていきます。それと同時に、個別支援教室（小学校12校中8校設置）の新たな教室設置についても年度ごとに検討・設置を進めていきます。

本市独自の特別支援教室は、平成 27 年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

施策の方向性【5】社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取組の充実を図ります。

国際化、情報化、科学技術の発展、環境の問題など、変化の激しいこれからの社会に生きる子どもたちを育てるため、様々な課題に対応し、課題解決に向けた資質や能力を身に付けるよう、学校教育活動全体を通して取組を進めます。

施策 16　ＩＣＴ機器を活用した教育の推進

子どもたちの学習意欲の向上や分かる授業を目指して、教育活動に積極的にICT機器を活用します。このような機会を通して、子どもたちの発達段階に応じて、情報を選択したり活用したりする能力等を育成します。ICT機器を活用した教育を推進する委員会の設置や活用のための人的支援、ICT機器の活用に関する研修の実施など、教員のスキル、活用能力の向上に努めます。

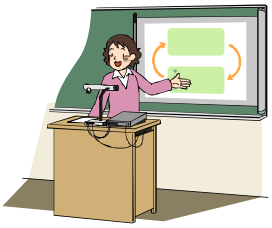

施策 17　国際理解教育・英語教育の充実

国際社会においては、子どもたちが日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成すること、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を育成します。

このため、日本や外国の文化に触れる機会を充実させるとともに、外国語活動や英語の学習における教員の指導力の向上を図ります。また、ALTの配置や地域の留学生などの教育資源を活用した授業の実施などを通して、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指します。さらに、外部検定試験の奨励や小学校4年生以下の英語活動についても検討していきます。

施策 18　安全教育・安全管理の充実

学校において子どもたちが安全・安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、保護者、地域，市民すべての人々が望むものです。子どもたちの安全の確保を確実にしていくことは、学校関係者、保護者、地域社会全体の喫緊の課題です。そのために、犯罪や非行に巻き込まれないためのセーフティ教室や不審者対応訓練（防犯教育）、交通安全教室や安全マップづくり（交通安全教育）、子どもたちの発達段階に応じた避難訓練の実施や救命講習、地域と連携した防災訓練の取組（防災教育）などを通して、子どもたち自身が危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けさせます。

また、保護者や地域と連携した登下校時の見守りやパトロール、防犯カメラによる通学路の安全の確保など、子どもたちの安全を守る取組を継続します。さらに、警察、市安全対策課等、関係機関と連携し、不審者情報の速やかな把握を行っていくとともに、むさしの学校緊急メール等を活用して保護者への迅速な情報提供を行います。

さらに、食物アレルギーへの対応についても、小学校1年生就学時から丁寧に確認し、対応マニュアルの活用や研修を通して、適切に対応していきます。

施策 19　市民性を高める教育の推進

子どもたちが人と社会とのつながりを大切にしながら、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに積極的に参加できる資質や態度を育成するために、「自立（自己を高める）」「協働（連携し行動する）」「社会参画（進んで社会に関わる）」の3つの視点から、各教科・領域での学習や「武蔵野市のいま・むかし」を活用した学習、福祉教育、租税教育、武蔵野ふるさと歴史館と連携した学習など、市民性を高める教育に取り組んでいきます。

また、児童会・生徒会など自治的な活動を推進したり、地域行事やボランティア活動等に参加したりすることで、よりよい地域社会づくりに進んで参画する意欲や態度を育てる教育を推進していきます。

施策 20　今日的な教育課題への対応

学校教育は、それ固有の普遍的な理念をもち、豊かな人間性など「時代を超えて変わらない価値のあるもの」を大切にしていかなければなりません。しかし、その理念の具現化においては、社会の変化と無関係ではありません。社会の変化やその要請に着目しつつ、今後求められる資質や能力を効果的に育成する観点から、子どもたちの教育を考えていく必要があります。

環境教育については、子どもたちが、身近な生活を通して地球規模の環境問題に対して関心をもち、自然保護や環境保全に関する理解を深めるよう取組を進めます。各学校でEMS（環境マネジメントシステム）に取り組むとともに、学校ビオトープや地域の自然、太陽光発電等を活用した教育に取り組みます。

キャリア教育については、キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のために、子どもたちの発達段階に応じて集団における自らが果たす役割や責任を自覚するとともに、自分らしい生き方について考えることができるような取組を計画的・系統的に行っていきます。進路担当者会の機会を活用してキャリア教育に関する研修を深めるとともに、地域の教育資源を積極的に活用した職場体験学習を充実します。

「小一プロブレム」「中一ギャップ」等が問題となっている中で、子どもたち一人一人に対する継続した指導や支援を実現するため、中学校ブロックごとの小中合同研修会や幼稚園・保育園との連絡会など、9年間を見通した小中連携の推進と就学前教育との連携を図ります。また、小中連携をさらに進めた小中一貫教育についても検討していきます。

子どもたちは、平和教育について社会科の学習を中心に国語科での戦争の悲惨さを取り上げた題材や総合的な学習での課題別テーマなどで学習します。このような機会を通じて、平和についての考え方や世界平和実現のための取組の重要性など、子どもたちの平和に対する意識を高めます。

子どもたちが、知的好奇心を高め、生き生きと主体的に学ぶためには、質の高い教育環境の整備をより一層推進していくことが必要です。そのため、子どもたちの教育に直接かかわる教員の資質・能力の向上及び学校経営が組織的に行われる体制を充実させるとともに、学校施設・設備の整備等ハード面や外部との連携の充実についても着実に進めます。

施策の方向性【6】学びの質を保証する学校体制の充実を図ります。

学校経営計画に基づいて、学校が保護者・地域から信頼される質の高い教育をより一層推進することができるよう支援します。また、学校の情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、互いの教育力を活用した開かれた学校経営を推進することができるよう支援します。さらに、教員の資質・能力を高める意図的・計画的な指導、育成を図ります。

施策２１　学校運営組織の活性化

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や校内の人材育成体制を充実します。そのため、管理職研修を充実するとともに、主幹教諭、指導教諭等によるミドルマネジメントを生かし、教職員一人一人の経営参画意識を高めます。また、学校裁量予算制度により、学校運営の自主性・自律性を高めます。

施策２２　学校評価を生かした経営改善

学校経営の組織的・継続的な改善を図り、家庭や地域と連携・協力した質の高い学校教育を目指すため、学校の自己評価及び学校関係者評価による学校評価の取組の改善と充実を図ります。また、これら学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよう、人事・予算・教育課程面における必要な支援を行います。

施策２３　若手教員と学校運営の中核となる教員の育成

学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上や、新たな教育課題への対応力を高めるため、年次研修、職層研修、授業力研修などの現行の研修内容を検証し、研修体系の整備と内容をより一層充実します。また、学校においては主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成し、その役割を明確にするとともに、OJTを推進します。

さらに、研究指定校制度を充実するとともに、教育アドバイザーを活用した若手教員への指導・助言を一層充実していきます。

施策の方向性【７】学びの質を支える教育施設・設備・機能の充実を図ります。

子どもたちが、安心して充実した学校生活を過ごすことができるように、学校施設・設備の充実に努めます。安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学習に活用できるICT機器の整備や、職務の効率化、事務処理の軽減等のため、校務用のICT環境の有効的な活用法を研究します。

施策２４　教育センター機能の充実

本市では、教育センターについて検討委員会を設置して検討を重ね、平成25年3月に「武蔵野市教育センター（仮称）検討委員会報告書」を出しました。その報告書の中で、本市が考える教育センターには、学校や教員、子どもたちや保護者の抱える課題を解決するための「相談・支援」機能、教員や学校教育に関わる支援者の専門性を向上するための「研修」機能、学校が必要とする情報を提供するための「教育情報収集・発信」機能、本市の学校教育における取組をより一層充実させるための「調査・研究」機能、市の教育・文化施設や大学・企業も含めた地域の教育力を学校とつなげるための「ネットワーク構築・コーディネイト」機能の5つの機能を備える必要があるとしました。

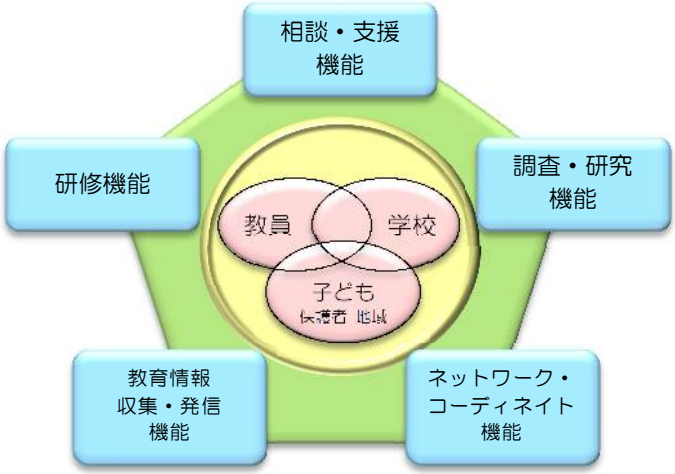

現在の「研修」機能の中心となる教育推進室を発展させ、「相談・支援」機能の中心となる教育支援センターなどの事業をより一層充実させるとともに、学校施設の改築等の機会に併せて、統合された教育センターについて実現を図ります。

施策 25　教育施設の整備

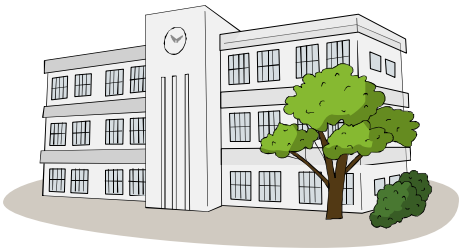

安全な学校生活のために、引き続き施設・設備の定期的な点検に努めます。別に定める学校施設整備基本方針に基づいて、計画的に改修、改築を進めていきます。学校施設整備基本方針では、新たな教育課題への対応や適正規模などのほか、教育センター、学校給食施設、防災機能のあり方や、地域社会の福祉、子育て、コミュニティなどの課題も踏まえて、今後の学校施設のあり方を定めます。

施策 26　ＩＣＴ環境の整備

文部科学省が示した「教育の情報化ビジョン」（平成23年4月）や「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」（平成25年6月）など、国の動向を踏まえ、子どもたちに質の高い教育環境を提供するために、学習に活用できるICT機器や校内無線LAN、教室で活用できるパソコンを計画的に整備するとともに、一人一台の教員用パソコンや学校情報システムネットワーク、学校図書館に配備された学校図書館システムを活用し、校務の効率化を図ります。また、学校間・教員間における教育用コンテンツ等の教材をはじめ、情報の共有化を図るとともに、情報セキュリティの徹底を図ります。

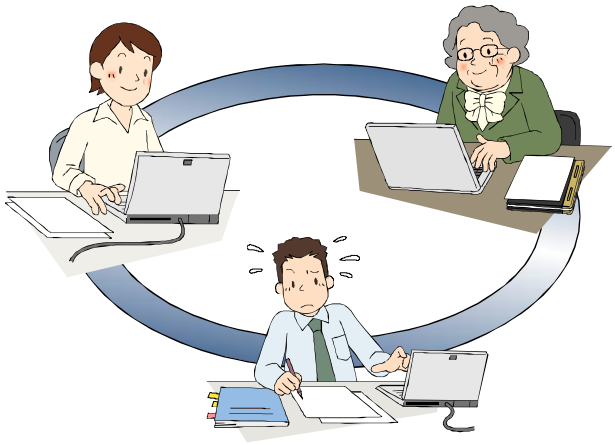

Ⅲ 学校と地域が協働した教育

学校教育は、地域に支えられながら行われています。子どもたちも学校の児童・生徒であると同時に、その地域に住む子どもでもあります。そのため、学校と地域が今まで以上に連携や協力を強化し、役割を補完し合い、協働した教育を進めていきます。

施策の方向性【8】学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

学校が情報を地域に向けて積極的に発信し、地域との相互理解を深めるとともに、地域住民が積極的に学校運営に関わることで、学校と地域が協力しながら学校教育の一層の充実を目指します。

また、本市のもつ地域の人材や施設など多様な教育資源を活用することにより、子どもたちに豊かな学びを実現していきます。

施策 27　開かれた学校づくりの充実

学校の教育目標を実現し、子どもたちに質の高い教育を保証するために、保護者や地域住民の意見や要望を生かしながら、地域と協働した学校づくりを推進します。そのために、「開かれた学校づくり協議会」を充実させ、より一層学校運営への参画を図ります。協議会の代表者が集まる「代表者会」を開催し、本市の学校教育について協議します。地域の学校参画の重要性が高まっている昨今、「開かれた学校づくり協議会」のよりよいあり方について検討していきます。

学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて学校から家庭・地域への情報発信に努めます。

施策 28　地域の学校支援体制の充実

大学や企業、地域の協力者による学習支援、クラブ活動・部活動の指導など、本市のもつ豊かな教育力を学校教育に積極的に生かします。

教育センター構想と併せて、地域人材による支援を充実させるための学校支援ネットワーク体制の構築等を検討していきます。